

学級編制及び教職員定数について

1. 第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の完成

平成13年度からスタートした第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画が、平成17年度をもって完成。

< 7次計画の概要 >

計画期間：平成13～17年度

改善数：改善増26,900人、自然減 26,900人

内 容：

教科等に応じ、20人程度の少人数指導や習熟度別指導を行うなど、きめ細かな指導を行う学校の取り組みに対する支援	(22,500人)
円滑な学校運営のための教頭複数配置の拡充	(612人)
養護教諭等、学校栄養職員、事務職員定数の改善	(2,662人)
特殊教育諸学校における教職員定数の改善	(914人)
長期社会体験研修に対応した研修等定数の改善	(212人)

教員1人当たり児童生徒数

小学校 20.3人

中学校 16.2人

OECD「図表でみる教育2004」

2. これまでの学級編制及び教職員定数の改善の経緯

昭和33年の義務標準法制定以降、7次にわたる定数改善計画を実施。継続的かつ計画的な定数改善により、間断なく教育条件の充実に寄与。

(1) 教職員定数改善計画

区 分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次
	34' ~ 38'	39' ~ 43'	44' ~ 48'	49' ~ 53'	55' ~ 3'	5' ~ 12'	13' ~ 17'
内 容	学級編制及び教職員定数の標準の明定	45人学級の実施及び養護学校教職員の定数化等	4個学年以上複式学級の解消等	3個学年複式学級の解消及び教頭・学校栄養職員の定数化等	40人学級の実施等	指導方法の改善のための定数配置等	少人数による授業、教頭・養護教諭の複数配置の拡充等
改 善 増	34,000人	61,683人	28,532人	24,378人	79,380人	30,400人	26,900人
自然増減	18,000人	77,960人	11,801人	38,610人	57,932人	78,600人	26,900人
差 引 計	16,000人	16,277人	16,731人	62,988人	21,448人	48,200人	0人
自然減に対する改善数の改善率	188.9%	79.1%	241.8%	163.1%	137.0%	38.7%	100.0%

(注) 上記のほか、昭和54年度に改善増3,254人、自然増12,725人、計15,979人、平成4年度に改善増1,054人、自然減 11,700人、計 10,646人を措置している。

(2) 公立小中学校の学級編制の標準の改善経緯

標準法制定直前の各県の基準の平均	第1次 34 ~ 38年度	第2次 39 ~ 43年度	第3次 44 ~ 48年度	第4次 49 ~ 53年度	第5次 55 ~ 3年度	第6次 5 ~ 12年度	第7次 13 ~ 17年度
60人	50人	45人	—————	—————>	40人	—————	—————>

3 . 少人数指導の展開と少人数学級の広がり

公立小中学校においては、現在、40人を上限とする学級編制が基本。
 その上で、きめ細かな学習指導が行えるよう、少人数指導や習熟度別指導が展開されるよう教職員定数を措置。(約39,000人)

少人数指導、習熟度別指導の実施割合(平成16年度)

小学校 13,609校 59.9%(0学級校を除く全22,727校に対する割合)

中学校 8,143校 79.4%(0学級校を除く全10,258校に対する割合)

「文部科学省調査」

少人数指導の評価

区 分		小 学 校				中 学 校			
		とてもそう思う	そう思う	あまり思わない	全く思わない	とてもそう思う	そう思う	あまり思わない	全く思わない
学 習	総じて児童生徒の学力が向上した	26.5%	72.7%	0.8%	0.0%	13.2%	83.0%	3.8%	0.0%
	授業につまづく児童生徒が減った(学力の底上げが図られた)	34.3%	64.2%	1.5%	0.0%	16.3%	79.1%	4.6%	0.0%
	発展的な学習に取り組める児童生徒が増えた	14.9%	72.9%	12.2%	0.0%	10.1%	73.1%	16.8%	0.0%
生 活	不登校やいじめなどの問題行動が減少した	6.5%	57.4%	36.1%	0.0%	5.5%	37.7%	55.7%	1.1%
	児童生徒の基本的な生活習慣が身についた	6.5%	59.0%	34.1%	0.4%	2.9%	53.4%	43.5%	0.2%
指導方法	教師間の連携により指導力の向上や教材研究の深化が図られた	33.9%	62.5%	3.6%	0.0%	22.2%	70.0%	7.8%	0.0%
	教師間の打合せや教材準備の時間が確保できない	12.6%	60.8%	25.6%	1.0%	15.9%	53.0%	28.2%	2.9%
そ の 他	実施拡大のために教室などの増設が必要	31.9%	33.1%	30.0%	5.0%	25.3%	37.1%	34.5%	3.1%
	学級編制人数を引き下げた方が効果的である	43.4%	38.4%	17.2%	1.0%	48.8%	37.2%	13.6%	0.4%

「文部科学省調査」

一方、40人を下回る学級編制を地方の判断で実施できるよう、所要の制度改革を行い、平成16年度においては、42道府県において少人数学級を導入。(次頁)

少人数学級の導入状況

	30人	31～34人	35人	36～39人	実態に応じ実施	純計
小学校低学年	9県	3県	16道県	3府県	11府県	37道府県
中学年	-	1県	2県	-	8府県	11府県
高学年	-	1県	1県	1県	7府県	10府県
中学校	3県	1県	8県	2県	12府県	25府県
純計	9県	3県	20道県	5府県	13府県	42道府県

(注) 「純計」は、複数の区分にまたがって実施している府県について1府県としてカウントした数である。
「文部科学省調査」

平成16年度児童生徒数別学級数

「平成16年度学校基本調査」

	小学校	中学校
30人以下の学級数	152,376学級(56.3%)	29,213学級(26.3%)
31～35人の学級数	75,570学級(27.9%)	39,744学級(35.9%)
36人以上の学級数	42,769学級(15.8%)	41,841学級(37.8%)

少人数学級の評価

「文部科学省調査」

区 分	小 学 校				中 学 校				
	とてもそう思う	そう思う	あまり思わない	全く思わない	とてもそう思う	そう思う	あまり思わない	全く思わない	
学 習	総じて児童生徒の学力が向上した	28.5%	70.2%	1.3%	0.0%	16.4%	77.7%	5.9%	0.0%
	授業につまづく児童生徒が減った(学力の底上げが図られた)	35.6%	63.1%	1.3%	0.0%	20.1%	77.2%	2.7%	0.0%
	発展的な学習に取り組める児童生徒が増えた	13.6%	72.6%	13.8%	0.0%	5.5%	77.5%	17.0%	0.0%
生 活	不登校やいじめなどの問題行動が減少した	31.6%	57.3%	10.8%	0.3%	20.5%	56.6%	22.4%	0.5%
	児童生徒の基本的な生活習慣が身についた	31.4%	59.3%	9.0%	0.3%	10.6%	67.4%	22.0%	0.0%
指導方法	教師の指導力の向上や教材研究の深化が図られた	22.4%	69.8%	7.5%	0.3%	16.2%	68.5%	15.3%	0.0%
	教師間の情報交換が低調になり連携協力が図られていない	0.5%	2.3%	44.1%	53.1%	0.5%	3.7%	54.1%	41.7%
そ の 他	実施拡大のために教室などの増設が必要	28.5%	36.3%	23.1%	12.1%	20.0%	32.0%	32.0%	16.0%
	少人数指導・チームティーチングの方が効果的である	14.7%	15.9%	54.2%	15.2%	18.3%	23.9%	50.5%	7.3%

	学校種	学級編制基準
アメリカ (カリフォルニア州 の場合)	小学校 小学校, ミドルスクール	第1-3学年 学区内平均で1学級当たり30名を上限とし, さらに学区内に32名を超える学級がないこと 第4-8学年 1964年度の教員1人当たり児童生徒数の州内平均(29.9名)か同年度の当該学区の教員1人当たり児童生徒数のうち大きい数値を上限とする
イギリス	小学校 中等学校	第1-2学年 30人(上限) 第3-6学年 なし なし
フランス	幼稚園・小学校 中等学校 前期・コレージュ 後期・ル	なし(児童数と地域事情に応じて、国の地方事務所(県レベル)が教員数と1学級当たり平均児童数を決定。教員当たり平均児童数は17-20) なし(生徒数と地域事情に応じて、国の地方事務所(地域圏レベル)が教員数を決定。教員当たり平均生徒数はコレージュで21-24人)
ドイツ (北ライン・ベ ストファーレン州の 場合)	基礎学校 中等教育 ハフトシューレ ギムナジウム	(標準)(範囲) 第1-4学年 24人 18-30人 第5-10学年 24人 18-30人 第5-10学年 28人 26-30人
日本	小学校 中学校 高校	40人(上限) 40人(上限) 40人(標準)

4 . 地方の自由度の拡大

< 学級編制の弾力化 >

平成13年度、都道府県が地域や学校の実態等を考慮して、義務標準法で定める学級編制の標準を下回る人数の基準を定めることができるよう制度改正を行い、その後も運用を緩和。

< 教職員配置の弾力的運用 >

標準法は、都道府県ごとに置くべき教職員の総数の標準を示したものの。実際の配置は、教職員の任命権者である都道府県教育委員会の判断により行われている。

また、都道府県の判断により、標準法を上回る数の教員を置くことが可能であり、小・中学校において標準法を約8千人上回る教職員が置かれている。

また、総額裁量制の下、非常勤講師や短時間勤務職員の配置などが、より地方の判断により柔軟に実施できるようになったところ。

[平成16年度]

標準法定数	約66万3千人
標準法に対応する配置人員	約67万1千人
差 引	約 8千人

「文部科学省調査」

都道府県の判断により標準法を超える措置
(目的) 少人数学級の実施
複式学級の解消
小学校専科教員の充実 等

5 . 地方からの要望

スクールミーティングにおける要望（第5回義務教育特別部会における報告を抜粋）

教育条件に関すること

《小学校》

- ・ 少人数指導で、子どもがわからないことを言えるようになった。教員加配のおかげで、少人数指導ができています。
- ・ 担任はクラス全体を見ているので、特に配慮のいる子を見てくれる先生が欲しい。クラスに1人ずつ、そのような先生がいると大変助かる。
- ・ 30人学級にならないものか。地方に任せるといった形になっているが、格差もある。

《中学校》

- ・ 少人数指導や生徒指導など教員の加配はきめ細かな指導上効果があるので、もっとできるよう、加配教員を増やしてほしい。
- ・ 30人以下の学級、少人数指導などを実現してほしい。教育にお金をかけてほしい。
- ・ 学校として地域の教育力を活用しきれていない。地域の人材を活用できるパイプ役となるコーディネーターを配置してほしい。

地方議会からの意見書等（平成16年度）

30人学級等少人数学級を含む次期改善計画等策定に関する要望（意見書・要望書）

都道府県 11件

市町村 700件

「文部科学省集計」